

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の概要

目的

漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もって漁業離職者の職業及び生活の安定に資すること。

1. 経緯

昭和 5 2 年に 2 年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和 5 4 年に 4 年、昭和 5 8 年、昭和 6 3 年、平成 5 年、平成 1 0 年、平成 1 5 年、平成 2 0 年、平成 2 5 年にそれぞれ 5 年、有効期限の延長を行っている。

2. 施策の概要

- ① 漁業離職者求職手帳の発給及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施

3. 法の有効期限

平成 3 0 年 6 月 3 0 日失効